

令和4年度第1回出雲市空家等対策協議会 会議録

事務局土井豆課長

それでは出雲市空家等対策協議会を開催いたします。私は都市建設部建築住宅課長の土井豆です。よろしくお願いいたします。それでは開会にあたり、本協議会会長である飯塚市長よりご挨拶申し上げます。

飯塚会長

皆様、おはようございます。委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。また、平素から皆様には、本市社会資本整備及び空き家対策につきまして、格別のご理解とご協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市は昨年度、皆様からのご意見を伺いながら、空き家を取り巻く環境や所有者不明土地法や民法などの法律改正を踏まえ、民間活力を生かした効果的、具体的、継続的な対策を実施するため、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第2期出雲市空家等対策計画を策定したところでございます。計画の柱である4つの施策「発生予防」「適正管理の促進」「利活用の促進」「管理不全な空き家等の対応、除却」に係る今年度の取り組みにつきましては、後ほど事務局から説明をいたします。また、現在国会では空き家対策を強化するため、空家法の一部改正について審議をされております。改正のポイントとして、一つは、特定空家とは別に管理が不十分な空き家を新たに「管理不全空家」と規定し、改善の行政指導に従わなければ、ペナルティとして固定資産税の住宅用地特例の解除を行う。もう一つは、空き家の流通活用を促進するため、NPO法人などの民間事業者との連携体制の構築、活動支援となっているところであります。詳細等につきましては、この改正法案の成立の後、国交省から通知があると思っておりますが、民間事業者との連携等につきましては、先進的な取り組みをしている本市は国交省からヒアリングを受けているところでございまして、引き続き官民一体となった空き家対策に取り組んでいきたいと考えております。なお、本日の議題として、本市では初となる特定空家の認定及び略式代執行についてご審議をいただきたく存じます。空家法の一部改正にも関係いたしますが、市民の安心、安全を確保するための特定空家の認定、措置につきまして、それぞれ忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。本日は2つの議題を用意していますが、皆様の専門的知見からご意見をいただきたく存じます。引き続き、空き家対策のために、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げ、冒頭のごあいさつをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局土井豆課長

それでは、委員の皆様をご紹介させていただきます。なお、本協議会委員の委嘱期間は令和3年10月1日から令和5年9月30日までとなっておりますが、人事異動等により、本年度、出雲宅建センター 伊藤様、出雲警察署 岡様、松江地方法務局出雲支局 加藤様が新たにご就任をいただいているところでございます。

それでは、お手元の委員名簿順にご紹介させていただきます。

～会長、副会長、委員の紹介／略～

次に、協議会事務局の職員を紹介させていただきます。

～事務局の紹介／略～

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。お手元の配付資料一覧と併せてご確認をお願いします。

～資料の確認／略～

それではこれより会議に入ります。協議会の議長は、出雲市空家等対策協議会設置要綱第6条の規定により会長が行うこととなっていますので、以降の進行は会長が務めます。なお本日の会議につきましては、資料と会議録をホームページに掲載することとしております。

なお、会議録は委員名を掲載せず発言内容のみを掲載しますが、皆様、会議録の掲載につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。それでは会長よろしく申し上げます。

飯塚会長

それでは、会議に入ります。限られた時間ですが、皆様忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

報告事項「第2期出雲市空家等対策計画に掲げる具体的な取組の令和4年度実施状況について」ですが、項目も多いことから、最初に、1「発生予防」、2「空家の適正管理の促進」の説明、質疑応答を行い、その後、3「空家の利活用の促進」、4「管理不全な空家等の対応／除却」の説明、質疑応答とさせていただきます。それでは、事務局、説明をお願いします。

小形空き家対策室長

空き家対策室長の小形です。よろしくお願いいたします。それでは、資料2「第2期出雲市空家等対策計画に掲げる具体的な取組の令和4年度実施状況について報告します。本市は、昨年度、令和4年度から8年度までの5年間を計画期間とする、第2期出雲市空家等対策計画を策定し、空家等対策の柱となる4つの施策、「空家の発生予防」、「空家の適正管理の促進」、「空家の利活用の促進」、「管理不全な空家等の対応／除却」を定め、各段階に応じた取組を行っており、本日は4つの施策に係る取組の実施状況について報告します。資料のまる印が取組項目、囲みの中が実施状況になります。なお、取組は多岐にわたり、一部重複していることから、その場合、説明は省略させていただきます。

それでは、1ページの「空家の発生予防」についてです。「市民意識の醸成、啓発、情報発信の強化」は、各種広報媒体を活用するとともに、ホームページに空き家対策のバナーを設けて、分かりやすく情報発信に努めています。

続いて、「連携協定を締結している民間団体の活動支援」です。本市と連携協定を締結している、NPO法人出雲市空き家相談センター、NPO法人ひらた空き家再生舎、一般社団法人全国古民家再生協会島根第一支部の活動等に対して、協力、支援を行っています。

出雲市空き家相談センターは、令和4年度から「空き家安心サポート委託事業」として「空き家相談・地域支援事業」と「いずも空き家バンク運営事業」を委託しています。また、毎月開催されている同センターの定例会に空き家対策室職員も参加し、相談事例の検討や会員との情報共有に努めています。

全国古民家再生協会島根第一支部は、同支部が主催する終活セミナーや、未来を担う

学生に身近な地域の風景や古民家の魅力を感じてもらい、地域の活性化につなげることを目的とした「古民家フォト甲子園」の後援・周知等を行っています。

ひらた空き家再生舎は、令和4年度は、令和3年度に引き続き、国土交通省「住宅市場を活用した空家対策モデル事業／空き家に関する相談窓口等の民間連携事業」の事業採択を受けたことから、本市と連携し、所有者等に対する空き家アンケート調査、空き家状況調査及び空き家相談会の事業を実施しています。

なお、空き家関係の民間団体ではありませんが、今年度、本市は、約1000人の高齢者が会員として在籍している出雲市シルバー人材センターと「空き家の発生予防及び管理に関する連携協定」を締結しました。シルバー人材センターと連携・協力し、高齢者が元気なうちに、空き家となる前から、相談窓口の紹介、相続登記の推進、適正な管理方法などの周知を図り、将来の空き家の発生予防及び管理に努めるとともに、シルバー人材センターが実施している「空家等点検サービス」の周知を行っています。

「地域や関係団体との連携による啓発活動等の実施」については、コミュニティセンター長会において計画の取組や空き家等に関する周知を行い、空き家について共通認識を深めています。

「相続登記の促進」については、令和6年4月からの「相続登記の義務化」に向けて自治体との連携した取組を行うため、先月、総務省高見政務官が来庁されましたが、広報いずもやホームページにより周知を行うとともに、相続登記がなされていない空家の所有者に適正管理依頼を行う際、相続登記の推進に係るパンフレットを同封しています。併せて、県土地家屋調査士会出雲支部と連携し、同支部が開催する無料登記相談会について協力を行っています。

また、相続により取得した家屋等を譲渡した場合に適用される「空き家の譲渡所得の特別控除制度」、通称、空き家の譲渡所得の3,000万円控除については、各種広報媒体を活用し、周知を行っています。

「相談先の紹介」については、空き家等に関する相談先一覧を作成し、周知を図り、早めの相談の意識付けを行っています。また、イオンモール出雲に新たに設置された『デジタルサイネージ「わが街NAVI」』を活用し、相談先の情報発信を行っています。

「相談会、各種セミナーなどの開催」については、出雲市空き家相談センター空き家ワンストップ相談会や、ひらた空き家再生舎空き家相談会の協力・支援を行うとともに、総務省島根行政監視行政相談センター出雲合同行政相談所に空き家相談ブースを設けていただき、相談業務に努めています。

また、市職員の空き家に係る意識の醸成、啓発、昨今の関係法令の改正の周知を図るため、市職員研修会を開催しています。

「様々な家族事情等を踏まえた関係機関との連携」については、家の将来について不安や悩みを持つ方は高齢者だけではなく、引きこもりの子どもがいる家族も家の将来に不安を抱いていることから、県ひきこもり支援センター（出雲保健所心の健康支援課）と意見交換を行うとともに、出雲市空き家相談センターなどの相談窓口の情報提供に努めています。

「出身者会等を通じた情報発信」については、東京いずもふるさと会や近畿大社会などの出身者会の開催時に、連携協定締結団体やいずも空き家バンクのチラシを配布し、

情報提供に努めています。

「学校教育における情報提供、協力」については、出雲高校や出雲工業高校の生徒が取り組む空き家をテーマとした地域課題学習に協力をを行い、若い世代にとっても空き家は身近な存在であると認識いただき、家族と家の将来について話し合い、意識を高めていただくよう、アドバイスを行っています。

「住宅の良質化・持続化等の支援」については、木造住宅の耐震化促進事業の周知を図るとともに、各自治会等に出向き、住宅の耐震対策に係る出前講座を開催しています。

続いて、5ページの「空家の適正管理の促進」についてです。

「所有者等への情報発信」については、各種広報媒体を活用し、所有者等に管理者としての意識の醸成を図り、空き家の適正管理に関する周知を行っています。

「管理サービス等を実施する民間団体等の情報発信」については、シルバー人材センターが実施している空家等点検サービスの周知を行っています。なお、空家等点検サービスは、令和5年度から「日本の心のふるさと出雲」応援寄付返礼品の体験型サービスとして登録します。

「リフォーム・解体ローンを実施している金融機関の情報提供」については、空き家の除却意向はあるものの、経済的な理由により費用がすぐに用意できない所有者もいることから、ローン商品を提供している金融機関の情報を提供しています。

「空き家等に関する情報を集約したデータベースの管理等」については、市民等からの苦情や建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体届出などにより、空家データベースを随時、更新しています。

「土地の境界確認に係る対応」については、土地の境界が確定していないと空家の利活用が進まないことを知らない所有者も多いことから、空き家に関する相談先一覧に土地の境界確認等の事例を加えて、相談先の周知を行っています。

以上、「空家の発生予防」と「空家の適正管理の促進」について説明を終わります。

飯塚会長

それでは「発生予防」と「空家の適正管理の促進」について、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。

委員

司法書士会の原です。資料の2ページ、相続登記の推進があります。随分前から市役所ではワンストップ窓口サービスが開始されていますが、先日もお母さんが亡くなられた方がワンストップ窓口サービスに行かれて、本人が認識してない土地がまだ未相続であるということが分かり、相続登記に繋がった例があり、非常に良い取組だと思います。加えて、共有持分についてのご案内もできればお願いしたいと思います。

それともう1点。その2ページ目下段の枠内の取組記載に司法書士会が掲載されていません。出雲市と協力し、毎月第3木曜日に登記相談ではありませんが無料で法律相談会を行っています。近年、相談のほとんどが相続登記などの登記に関わる内容であり、名称を登記相談にした方が良いのではないかという意見も出ています。この取組に司法書士会の取組も入れていただければと思います。

飯塚会長

事務局、回答をお願いします。

小形空き家対策室長

ワンストップ窓口サービスについては、お亡くなりになった際、市民課や資産税課、保険年金課、空き家対策室などの情報を集約し、情報をワンストップで提供するサービスです。このなかで、市民からワンストップサービスで情報を頂き、スムーズに手続きを行うことができたとのことをご意見をいただいている一方で、随時更新をしながら、令和6年4月から始まる相続登記の義務化についても、現在対応しています。また、先ほどお話がありました司法書士会との連携につきましても、行政・法律相談を担当している総務課と連携し、積極的にPRしていきたいと思えます。

飯塚会長

(取組の資料の) 囲みの中の書き込みを、ということでしたが、加筆は。

小形空き家対策室長

加筆いたします。

委員

6ページに記載されているデータベースは誰でも見られるものですか。

小形空き家対策室長

このデータベースは、個人情報であることから空き家対策職員しか見ることはできません。6ページにある出雲市空き家データベースのカットを見ていただくと、真ん中に地番の絞り込みがあります。例えば70番地を打つと過去の相談・苦情履歴が出ます。この情報が約3千件データベース化されています。なかには解体された空き家もあり、その場合、何年何月に解体されたと分かるようになっています。このようにデータベースですぐ対応ができるようになっています。

委員

わかりました。ありがとうございます。

委員

5ページの「リフォーム解体ローンの金融機関の情報提供」についてですが、情報提供された件数と広報いずもなどに情報を掲載されたことがあるのか。また、解体に関して空き家であるという証明が必要になるのでしょうか。

小形空き家対策室長

空き家の除却のご相談で来庁される方は多いのですが、老朽危険空家除却補助金の補助対象にならない方も多くいらっしゃいます。今年度はおおよそ15人程度にローン商品をご紹介させていただいています。

なお、各金融機関においてローンのサービス内容が異なることから、広報いずもなどの広報誌にローン商品等について掲載はしておりません。また、金融機関等に空き家という証明書を発行したことはありません。

委員

空き家の除却については、資金繰りが一番問題になっていると思えます。そうした場合、どこへ相談したらよいのか、市のホームページから窓口を誘導するのが良いと思えます。将来空き家になるから今のうちに除却したい。だけど資金がないから除却できない。そのような工夫をいただければ、もっと除却が早まる気がします。

小形空き家対策室長

ホームページからの情報提供について、既にご承知かもしれませんが、先般、本市のホームページをリニューアルしたところです。そして、現在、ホームページを所管している広報課と手探りながらホームページからの誘導について検討している最中です。

また、各金融機関とはローン商品等に関して情報交換をさせていただいています。我々も正直、ローン商品の専門的な知識が十分でないところがありますので、さらに連携を図りたいと思います。

飯塚会長

皆様、よろしいですか。お気づきの点があればまた、ご発言をお願いします。

それでは次に、「空き家活用の促進」と「管理不全な空き家等の対応・除却」について説明をお願いします。

小形空き家対策室長

続いて、空き家の利活用の促進、空き家の管理不全な空き家等の対応、除却について説明します。まず、7ページの空き家の利活用の促進についてです。

「いずも空き家バンクの周知、活用」については、広報いずもやホームページ、空き家に関する相談先一覧などにより積極的に行うとともに、出身者会でチラシを配布し、情報発信を行っています。また、いずも空き家バンク運営事業の委託先である出雲市空き家相談センター及び同センターの会員である出雲宅建センターに積極的な登録を依頼するとともに、情報共有に努めています。資料には、2月末時点における地域別・年度別の空き家バンク登録・成約状況を記載しています。2月末時点で、登録は、空き家16件、空き地3件、計19件、成約は売買が18件、賃貸が0件となっていますが、3月に入り、出雲の空き家の賃貸登録が1件、平田の空き家の賃貸成約が1件プラスとなりましたので、現在、登録が20件、成約が19件となっています。登録数は昨年度と同数、成約数は昨年度を上回っていますが、まだ、写真や間取図の提出待ちの物件もあることから、最終的には、もう数件、上乘せになると考えています。

続いての「外国人住民への情報提供」は、後ほど報告します。

「移住・定住希望者への情報提供」については、縁結び定住課と連携し、出身者会総会時にいずも空き家バンク事業、自然豊かな地域住まいづくり助成事業、移住促進住まいづくり助成事業、出雲大好きIターン女性支援事業などの情報提供に努めています。

「空き家活用住宅等整備支援補助事業の周知・活用」は、後ほど説明します。

続いて、「外国人住民への情報提供」についてです。ご承知のとおり、本市にはブラジル国籍をはじめとする多くの外国人住民が居住していますが、ブラジル国籍の外国人住民を雇用・派遣している市内派遣事業者2社と外国人の近況、住宅事情、空き家購入の可能性などについて意見交換会を行うとともに、ブラジル国籍の外国人住民が空き家を購入しやすい環境整備を図るため、ポルトガル語に翻訳したいずも空き家バンクのチラシを作成し、ホームページ、フェイスブックなどで周知を行っています。

「市空き家活用住宅等整備支援補助事業の周知・活用」については、UIターンの促進及び空き家の利活用を図るため、空き家を改修し、UIターン者等が居住するシェアハウスを整備する事業者に対して改修費の一部補助を行っています。令和3年度は西林木町の県立大学出雲キャンパス学生用シェアハウスが整備されましたが、令和4年度は

天神町の出雲医療看護専門学校学生用シェアハウスが整備されました。

「リフォーム・解体ローンを実施している金融機関の情報提供」は再掲のため、省略します。

「活用・流通促進のための環境整備」については、ひらた空き家再生舎と連携し、平田地域に空き家を所有する所有者等に対してアンケート調査を兼ねた意向調査を実施しています。

なお、「いずも空き家バンクの周知、活用」と「外国人住民への情報提供」については再掲のため省略します。

「居住以外の用途としての利活用の促進」については、中山間地域の空き家の利活用を図るため、産業政策課が、ソフト産業を中心とする市外企業に対して、新たにオフィスとして開設するための補助制度について周知を行っています。

「地域住民が主体的に取り組む利活用の協力、支援」については、鳶巣自治協会、伊野自治協会、久村地区連合自治会が主体的に地域版空き家バンクに取り組んでおり、協力、支援を行っています。なお、久村地区はこれまでの取組が功を奏し、多くの空家が売却され、UIターン者の居住により子どもの人数が増えていると伺っています。

「土地の境界確認に係る対応」は再掲のため省略します。

続いて、11ページ、最後となりますが、「管理不全な空家等の対応／除却」です。

老朽危険空家の除却を促進するため、所有者等に除却費用の一部補助を行っている「老朽危険空家等除却支援補助事業の周知・活用」については、概要等を取りまとめたパンフレットを作成し、しまね産業資源循環協会解体部会などの関係団体に周知を行うとともに、補助対象となる老朽危険空家の所有者等に直接周知・交渉を行い、空家の除却を促しています。なお、令和4年度は2月末現在、補助事業により4件の老朽危険空家が除却され、現在も所有者等と交渉を重ねています。また、補助対象とならなかった一部の空家も相談を契機に除却されており、2月末現在、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による解体届出により把握している空家の除却件数は114件で、過去最高となっています。加えて、令和5年度からは、床面積の大きい老朽危険空家の除却を促進するため、補助金の上限額を50万円から100万円に引き上げる予定です。

「関係団体との連携強化」については、ホームページにしまね産業資源循環協会解体部会のホームページを掲載するとともに、所有者等からの依頼に応じて同部会のパンフレットを送付しています。

「リフォーム・解体ローンを実施している金融機関の情報提供」は再掲のため省略します。

続いて、「所有者等に対する適正管理依頼」についてです。市民等から空家の相談・苦情等を受けた場合、管理者・相続人を含む所有者調査を行い、建物の適正管理依頼を行っています。今年度は過去2年間と比較して、苦情数も減っていることから、適正管理依頼件数は減少していますが、対象空家28件のうち、所有者等からの電話連絡、今後の対応相談が17件、建物の除却が4件、建物の修繕、樹木の伐採等が3件、除却、修繕等の検討、準備が6件となっており、適正管理依頼の効果はあると考えています。

続いて、『空家法による対応』です。管理不全な空家等については改善等があるまで、

所有者等に対して、継続的に建物の適正管理依頼を行っており、現在、本市には空家法に基づく特定空家等はありませんが、本日の会議において、特定空家等の認定ついて協議をいただくこととしています。

続いて、「空家法以外の法令等による対応」です。苦情等による所有者等調査を行うなかで、相続登記がなされないため、関係相続人の把握に時間を要している管理不全な空家等が歩行者や通行車両等に被害を及ぼす場合、空家法では即座に対応ができないことから、民法720条、緊急避難／正当防衛の規定により、危険を排除する緊急対応工事を実施しています。なお、2月末現在、表のとおり、主に市道や県道沿いに建つ老朽危険空家の緊急対応工事を実施しています。

次の「所有者不明、相続人不存在の場合の対応」と「土地と建物の所有者が異なる場合の対応」については、行政が関与する事例はほとんどありませんが、出雲市空き家相談センター定例会の事例検討会にて、不在者財産管理制度や相続財産管理制度について意見交換を行うとともに、そうした場合の最善な対応策について検討を行っています。

「土地の境界確認に係る対応」は再掲のため、省略します。

最後となりますが、「住宅用地特例が適用された場合と同様の固定資産税等の減免の検討」についてです。空き家の除却が進まない要因の一つとして、空き家を除却し、更地にした場合、住宅用地特例の適用がなくなり、土地に係る固定資産税等が高くなることが挙げられます。この制度については下記のとおりですが、全国的には、空き家を除却した土地について、一定の要件のもと、一定の期間、固定資産税等の減免を行っている自治体がありますが、固定資産税等の減免については、空き家の所有者による除却の動機付けにつながると思われることから、担当課である資産税課と減免措置等を実施している自治体の取組状況やその効果、また、現在、審議されている空き家対策特別措置法改正案に規定される「管理不全空き家」の情報収集等を行いながら検討を行っています。

なお、16ページ以降には、取組に係る関連資料、関連報道記事を掲載しています。

先ほど法人出雲市空き家相談センターへの委託事業を紹介しましたが、6月から2月末までの相談実績等を記載しています。相談件数は160件ですが、出雲市空き家相談センターにおかれましては、出雲宅建センターと協力しながら、相談だけではなく、売却に結び付いている案件が数多くあります。

また、ワンストップ空き家相談会は9月に開催しています。相談者数は51組。うち、事前予約が45組。当日飛び込みの相談が6組、ズームによるオンライン相談も実施しています。

最後に取組に係る新聞記事などを掲載していますのでご確認をお願いします。

飯塚会長

11ページの老朽危険空家除却支援補助事業については、現在開会中の議会に補助上限額の引き上げについて予算案を上程していますが、もう少し具体的に説明をお願いします。

小形空き家対策室長

建物の除却費用は建物の床面積や木造又は鉄骨造などの構造、家財等の残置物処分量、大型重機や運搬トラックの搬出入に係る道路状況などによりそれぞれ異なりますが、一般的に床面積が広くなるほど高額となるため、床面積が広い危険空き家は所有者負担額

が高額となり、除却が進んでいない状況です。現在の補助事業では、床面積が60平方メートル未満の危険空き家を除却する場合、補助対象経費に対する所有者負担は6割ですが、概ね70平方メートルで補助上限額の50万円に達し、80平方メートルでは7割、120平方メートルでは8割となります。現在、本市においては、これまでの調査などから、床面積が比較的広い80平方メートルから120平方メートルで、補助対象となると思われる危険空き家は15戸程度存在しますが、床面積が広い危険空き家は周囲に与える悪影響が大きいと、所有者等による除却を急ぐ必要があります。こうしたことから、本市は、新年度から床面積の大きい危険空き家の除却を促進するため、補助上限額を50万円から100万円に引き上げることとしました。補助上限額の引き上げにより、補助上限額に達する床面積が70平方メートルから120平方メートルまで引き上げられ、所有者負担も6割に抑えられることから、床面積の広い危険空き家の所有者が除却を行う動機付けになると考えています。

飯塚会長

はい。現在開会中の市議会に関連予算を上程しており、可決されればこのような取組を実施する考えでございます。それでは、ご意見を頂戴したいと思います。

委員

11ページの老朽危険空家除却補助金に関連し、補助金の出处は税金ですよ。何もしなかった方がその税金で除却できるということは何かモラルハザードに使われないかな、という論議が多分市議会でもあると思うので、その状況と、13ページの緊急対応工事に、「駅南町の屋上の手すりが腐食」とありますが、所有者に対して請求をなされているのでしょうか。

小形空き家対策室長

放置した又はされた空き家への補助金の適用はいかがなものかというご意見があることも承知しております。しかしながら、現在、国県は老朽危険空家の除却を促進することを明確にしており、その流れもあり、現在審議をされている空家法の一部改正につながっていると認識しています。もっとも、我々としては、老朽化し、危険になる前の段階でしっかりと管理をいただくことを所有者に依頼しているところです。しかしながら、家族事情や社会状況の変化もあり、自分が相続人だと知らない事例も多く、そうした場合、補助事業により、老朽危険空家を除却いただいています。

委員

一律に補助金が出るわけじゃないですね。

小形空き家対策室長

老朽危険空家等除却支援補助金は、相当老朽化した空き家でなければ補助対象とはなりません。例えば、屋根に大穴がある、または傾斜が見られるなど、国が定める基準で100点以上の危険度と判定されなければ補助対象とはなりません。

またご質問がありました駅南町のビルは係争中の物件であるため、所有者による対応が難しい状況です。しかしながら、駅前の目立つ場所で、観光客も含めて非常に多くの通行人がいることから、市としてもそのまま放置することはできないため、大きな予算ではありませんが、必要最小限の範囲で緊急対応工事をしております。なお、所有者に請求はしていません。

委員

そうすると政策的に補助金を出してまでも除却して進めていくというのが、将来的に利益になるという判断でよろしいですか。

飯塚会長

政策的に進めていくということで、国も除却を推進しています。

小形空き家対策室長

補足します。先ほども述べたように、屋根に大穴が空いている、傾斜が見られるなどの老朽危険空家が、例えば、周囲に何もない場所、例えば、ポツンと一軒家など、倒壊しても近隣に影響がない場合は補助対象外となります。これは軒下要件と言いますが、周囲に与える影響が非常に大きい老朽危険空家から除却していく考えです。

飯塚会長

なお、議会については、これから常任委員会が開催されますので、そこで様々な議論があると思っています。

委員

11ページの管理不全空き家の写真は、多分、私の家の近くの空き家だと思いますが、私がUターンをしてきた時にはまだ人が住んでいたと思います。この状態より少しは程度が良かったのですが、老朽化が進んだ状態の時も明かりがついていて、おばあさんが住んでらっしゃったと思います。そのまま放置されてこのような状態になったと思いますが、ここは小学校の通学路に近いところで、大変危険であり、近所の方も心配されていまして、確かに税金を投入することのモラルハザードの問題はあるかとは思いますが、実際、空き家が除却されて本当に安心しました。何か事故が起こってからでは遅く、子どもが怪我をした場合、本当に大変なことになりますので、やはりこのような補助事業は今後も実施いただく必要があると思います。委員として、というより住民としても本当に思うところです。

飯塚会長

はい。ありがとうございました。他、よろしいでしょうか。

委員

固定資産税に関連し、15ページの住宅用地特例についてお尋ねします。我々の立場から申しあげれば、建物を除却すると住宅用地特例の適用がなくなることから解体を控えるオーナーも多くいらっしゃいますが、住宅用地特例が適用された場合と同様の固定資産税の減免が実施されると非常に除却率が上がってくると思います。この取組のスケジュールや目標などについてお聞かせください。

小形空き家対策室長

住宅用地特例が適用された場合と同様の固定資産税の減免については、担当課である資産税課とともに全国で実施されている自治体の事例等、情報収集に努めてきました。そうしたなか、この取組は除却を促進するうえで効果があると我々も認識しています。しかしながら、すべての空き家が適用される訳ではなく、現在、その調整を行っているところです。すべての空き家に適用した場合、市収入にも影響し、また、資産税課も業務は増えることが予測されます。したがって、市老朽危険空家除却補助事業により老朽危険空家を除却された場合に当面何年間か減免を行うということが現実的だと考えて

いますが、そうした中、空家法の一部改正による管理不全な空き家が現在国会で議論されています。管理不全な空き家となればペナルティとして住宅用地特例を外すことから、この管理不全空き家の動向も踏まえ、できるだけ早い時期にその方針をお示ししたいと考えています。

飯塚会長

皆様、その他、ご意見はありませんか。

委員

アンケート調査で空き家所有者に電話を掛けた際、気になったことがありました。

現在出雲市では様々な空き家対策の取組を実施されているので、ご自身で相談に行ける、又は電話して理論的な話ができる方は支援にたどり着けると思うのですが、認知症の所有者にはどのような支援ができるのか、お尋ねします。

小形空き家対策室長

適正な判断ができなくなるということは、契約行為が制限されることとなります。こうしたなか、後見人制度を担当している高齢者福祉課と連携を図り、後見人の選任をいただき、対応している空き家が1件あります。なお、この空き家は間もなく除却される予定です。すべての案件において対応できる訳ではありませんが、可能な限り高齢者福祉課と連携し、前に進むように取り組んでいます。

委員

10ページの「地域住民が主体的に取り組む利活用の協力、支援」について、3自治会が地域版空き家バンクに取り組んでいるということですが、具体的にどのような活動をなされているのでしょうか。

小形空き家対策室長

この3つの自治協会が空き家バンクを運営し、売買、賃貸を行っているという訳ではありませんが、まず地域の中で、空き家がどこにあるのか、所有者がどのような状況なのか、県外にいらっしゃるのか、市内にいらっしゃるのか。売買や賃貸が可能かどうか、まずは情報収集に努めているところです。

委員

先ほどご質問にありました鳶巣自治協会に私も加盟しています。特にまだ登録制度というところまでは至っていませんが、県立大学出雲キャンパス学生用シェアハウスを整備した際、学生と鳶巣地区の空き家を調査しました。鳶巣地区だけで60件の空き家があることが判明しました。その中で、空き家バンクの登録をしていただき、2件が成約しています。また、現在、登録の準備中が3件。賃貸も1件成約しています。

あと鳶巣地区に限らないことですが、私が一番思うことは空き家バンクの登録数が少ない。我々も県外から移住したいなどの様々な相談を受けますが、鳶巣地区で把握している空き家のご紹介できるが、全市的になると紹介できる物件が少ないので、ぜひ各地区において空き家の情報やデータを揃えていただくと、今後、多くの引き合いができると考えています。

また、先ほど話があった空家法の一部改正による管理不全空き家や4月から始まる相続土地国庫帰属制度、令和6年4月から始まる相続登記の義務化などについてももう一押し、PRを行い、空き家バンクの登録につなげていくことが必要だと思っています。

先ほども質問がありましたが、所有者が施設に入所している空き家について、後見人と相談し、売却の場合の評価額の算定などのお手伝いもしております。後見人と我々NPO法人がもう少し情報共有すると空き家の活用、売買など、有効活用が進むと考えています。

また、市長の挨拶でもありましたが、今回の空家法改正案に観光振興に取り組むエリアや中心市街地について、空き家の活用に重点的に取り組む「促進区域」の提案もあるようです。観光振興を図り、空き家の発生を抑制するため、カフェや宿泊施設に転用しやすくする考え方ですが、ぜひ空き家対策室においてはもう少し情報を入れていただき、発信していただければと思います。

最後に、私が住む鳶巣地区も農地付きの住宅が非常に多くありますが、移住者がその農地を一緒に買うことはできない。既に飯南町では農業従事者でなくても農地つき住宅の売買が可能となっています。これらについては、来年度あたり、国が方針を緩和するという情報を聞いていますが、ぜひ情報収集をいただき、各種団体に提供いただければと思います。

小形空き家対策室長

空き家法の一部改正による促進区域、エリア指定についてですが、委員お話のとおり、エリアを指定すれば居住の用である空き家が、例えば、店舗とか、カフェなどに転用が容易となる、空き家の利活用を促進するためのエリア指定でございます。全国的には観光エリアが中心になると思われていますが、本市におけるエリア指定について観光課や商工振興課などと協議を行っていきたいと思います。

相続登記の義務化については、おっしゃる通り、今後、司法書士会、行政書士会、法務局の皆様と連携を強化し、周知を図りたいと考えています。

農地付きの住宅ですが、農業委員会や農業振興課からの情報によると、別段面積などの規制について少しずつ緩和していくと伺っています。ただ、具体的な時期やどの程度緩和されるのか、詳細な情報はありません。またしかるべき時期に農業委員会から通知があると思います。

委員

補足ですが、情報提供します。先日農業委員会から4月1日から別段面積が撤廃されるとの通知がありました。農地に関して、いわゆる農地付き住宅であれば取得は比較的容易になると思います。

飯塚会長

情報提供、ありがとうございました。

委員

例えば、建物の解体で建物と土地が異なる所有者の場合、どのようなアプローチをしていらっしゃるのでしょうか。と言いますのも、建物の相続はするが土地は他人の所有となると、解体費を負担して土地を返し、それで終わりになる可能性があり、土地の所有者はそのあとの活用があればすごく利益を得る可能性がありますが、土地所有者にも相談をするかどうかというのが1点。それともう1点は、ここにありましたブラジル国籍の外国人住民に関連し、派遣会社2社との意見交換会をされたようですが、差し支えない範囲でどのような反応だったのか教えていただけませんか。

小形空き家対策室長

土地と建物所有者が異なる事例について、我々がご相談を受けるのは、利活用と管理不全な空き家の2種類ありますが、なかでも、土地と建物所有者が異なり、管理不全な空き家は、特に今市地区、大津地区、大社地域に多く見られます。管理不全な空き家の場合、建物所有者に管理又は除却を依頼しますが、なかには建物所有者がいない又は相続人も不存在の場合があります。その場合は、土地所有者と交渉をさせていただきます。なお、そのような事例を想定し、老朽危険空家除却補助事業も土地所有者が補助対象者になれるという規定を設けています。

また、除却後の土地の利活用についてですが、これに関して行政からその利活用について何か申しあげることはありません。

空き家対策室 大賀主任

ブラジル人住民の派遣事業所であるフジアルテ株式会社と株式会社アバンセコーポレーションの事務所に出向き、ブラジル人従業員の近況を伺いました。雇用形態については、10年前だと概ね3年から4年で帰国されることが大半であったようですが、昨今はコロナの影響、ブラジル国内での治安の状況などから5年から10年程度滞在されるケースが増えているとのことです。仮に島根を離れることになったとしても、国内の違う事業所に転勤されるケースが多いということをお聞きしました。

もう1つは、居住環境について伺いました。事業所では社宅を用意されています。最初は社宅に居住されますが、先ほど申しあげたコロナの情勢やブラジル国内の治安の状況により、本国から家族を呼ばれるケースが増えており、そうすると社宅では狭いので、自分で民間アパートを借りる。又は、経済的に余裕があれば、家建てられるケースが増えているようです。また、家族で住むにあたっては戸建てがいいので、空き家を希望されるご相談が増えています。これらについては事業者の方も相談を受けたことがあるようで、今回作成したポルトガル語に翻訳した空き家バンクのチラシを事業所に置いていただき、PRをお願いしています。

飯塚会長

すいません。皆様から質問があると思いますが、協議事項がございますので、先に協議事項を審議いただき、時間があれば、また、ご意見をいただきたいと思っております。協議事項である特定空家等の認定は本市において初めてのケースとなりますが、老朽危険空家が特定空家等に該当するか否かの判断、また、特定空家等に対する措置の方針について、ご審議いただきますようお願いいたします。それでは、事務局、説明をお願いします。

小形空き家対策室長

空き家対策室長の小形です。それでは、資料3「特定空家等の認定及び行政代執行（略式代執行）による除却について」説明します。資料は、資料3から資料6と別冊の空家等対策計画となりますが、まず、資料3と資料4「位置図」、資料5「現況写真」で説明します。資料3、1. 方針です。今市町に所在する老朽危険空家を出雲市空家等対策協議会からの意見を踏まえ、本市では初となる、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等として認定し、所有者等不確知のため、法第14条第10項の規定に基づき、行政代執行（略式代執行）により建物を除却するものです。経緯について説明します。本市は平成27年度空家実態調査で老朽化が激しく危険な空き家

の再調査を行い、危険性、切迫性及び周辺の影響を勘案し、平成30年度空家等対策協議会で7件の空き家を、空家法に定める特定空家等の候補としています。なお、これら7件については、空家等対策計画の基本方針である「個人財産の所有者責任」のとおり、所有者等による除却を基本とし、本市は、継続的な所有者等調査及び所有者等との交渉を行い、建物の除却を促してきました。その結果、所有者等による除却が2件、所有者等調査中に建物の状況が悪化したため、民法720条（正当防衛／緊急避難）の規定に基づき、本市による緊急対応工事が1件、また、現在も3件の所有者等と建物の除却に係る交渉を行っています。しかしながら、今市町の特定空家等候補は「所有者等不確知」、所有者等が分からず、また、著しく危険な状態で、周囲に与える影響が大きいことから、特定空家等に認定し、行政代執行（略式代執行）により建物を除却します。4ページをご覧ください。特定空家等候補7件の状況について記載をしています。先ほど説明したとおり、7件のうち、3件が特定空家等候補から外れ、3件が特定空家等候補として継続することとなります。なお、説明は省略しますが、下段には、令和2年度調査においてD判定となった65件についての抽出を記載していますのでご覧ください。

続いて、空家の所在及び概要です。資料4の位置図と併せてご確認ください。所在は出雲市今市町1198-57、家屋番号は1198番8の2、種類は居宅、構造は木造瓦葺平屋建、延床面積は25.12平方メートル、登記簿による建物所有者は出雲市今市町1198番地1吾郷好延、登記簿による土地所有者は出雲市今市町1198番地2吾郷好延となっています。なお、資料にはございませんが、登記簿によれば、建物所有者である吾郷氏が売買により建物の所有権を有したのは、昭和23年2月となっていることから、少なくとも建物は昭和23年2月以前に建てられたと考えられます。続いて、所在概要です。JR出雲市駅より北西約800メートルに位置し、準防火地域である住宅密集地に所在しています。空き家西隣の道路は広いところで道幅1.3メートルしかなく、建築基準法上の道路ではないため、面積の増加のある工事又は改築・新築は不可となっています。なお、先ほども申しましたが、当該空き家は所有者等不確知、所有者等が不明となっています。本市としても時間をかけて、所在地、家屋番号及び登記簿の地番、関連地番などの登記上の住所に対して住民票、戸籍等の調査を行いました。該当がなく、また、介護保険情報、水道閉栓情報、近隣住民からの聞き取り調査においても関連情報を得ることができませんでしたので、所有者等不確知とするものです。

続いて、空き家の状態です。資料5の現況写真と併せてご確認ください。全体的に損壊が激しく、屋根の一部は既に崩落しており、また、建物の傾斜が大きいため、北隣宅住民が支えを、西隣宅住民がバリケードを設置しており、著しく危険な状態となっています。加えて、猫やイタチなどの小動物の住処となっており、ふん尿による悪臭など、周辺住民は大変苦慮しており、また、春先にはシロアリが大量発生し、南隣宅住民は建物がシロアリ被害を受け、自費で駆除等を行っています。なお、空き家は木造のため、燃えやすい部材が多く、不審火等による火災が発生した場合、住宅密集地のため延焼が懸念されています。写真のとおり、非常に老朽化が著しく、今にも倒れそうな状況ですが、周辺の住民も高齢者夫婦世帯が多く、北隣の家の玄関と老朽危険空家の距離がほとんどない状況であり、この老朽危険空家が北隣の家に倒壊した場合、北隣の住民は玄関

から出ることができないという危険な状態となっています。なお、特定空家等の認定となる基準、措置に係る手順については、後ほど大賀が説明をいたします。

続いて、代執行までのスケジュールについてです。本日の会議において、特定空家等の認定及び略式代執行についてご意見等を頂き、ご了解をいただければ、特定空家等の認定、略式代執行の決定を4月上旬に行うこととしています。

その後、市道管理者、関係自治会、警察等との協議を随時行い、6月議会に略式代執行に係る関連予算を上程し、7月上旬に7月下旬を措置期限とする「事前の公告」を行い、期限後、市ホームページなどによる周知を経て、8月中下旬に略式代執行、除却工事を開始し、9月中旬には建物が除却され、更地になる予定としています。最後に参考として、県内の特定空家等認定数と行政代執行と略式代執行数、全国の行政代執行と略式代執行数を記載しています。県内の特定空家等の認定数は19件、行政代執行が1件、略式代執行が8件となっています。

空き家対策室 大賀主任

特定空家の認定の基準、措置の手順について説明します。特定空家等の判断、特定空家等に対する措置については、空家等対策計画、空家法、国ガイドラインに基づき適切に対応していくこととなります。特に、特定空家に対する措置の考え方については、私有財産であることに鑑み、適正な管理と同様に所有者自らの責任において、改善及び解決を図るということを基本原則としたうえで、措置を講ずる必要がある場合は、空き家等の管理状況、所有者等や周辺住民の事情、悪影響の範囲と程度、危険等の切迫性を考慮し、慎重に判断、対処するものとします。特定空家の判断をご審議いただくにあたり、まず、特定空家等とはどのような空き家なのかについて説明します。空家等対策の推進に関する特別措置法、空家法第2条第2項により、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態または、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と認められる空家と定義されています。これらの状態を判断するうえで参考となる基準が国のガイドラインに示されています。資料6が国ガイドラインの概要版であり、4つの状態が示されています。今回の案件につきましては、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態」、もしくは「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」に該当すると考えられます。そして特定空き家等に対する措置につきましては、空家法及び国ガイドラインに基づき行い、空家等に対する措置の手順のフロー図を空家等対策計画の35ページに記載しています。措置の内容につきましては、空家法第14条に規定されているとおり、「助言・指導」、「勧告」、「命令」、「代執行」があり、フロー図のように、「助言・指導」から順を追っていくこととなります。これらの措置を講じていく中で、特定空家としての状態が改善しなければ、最終的に代執行に至ります。これが所有者又は管理者がいる場合の措置の手順となります。また、空家法第14条第10項において、「過失なくその措置を命ぜられるべきものを確知することができないときは、市町村長はその者の負担において、その措置を自ら行い、またその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる」と規定されており、「この場合においては、相当期間、期限を定めてあらかじめ公告しなければならない」

とされています。つまり、措置の勧告や命令等を命ぜられる者が確知できない場合、所有者がいない場合には、公告をしたうえで、代執行をすることができるということになります。これがいわゆる略式代執行です。なお、略式代執行にかかる費用は、徴収すべき相手がないため、市が負担することになります。万が一、所有者が後で判明した場合には、その者から費用徴収を行います。特定空家等のご判断、それから特定空家等と認められる場合における措置の方針について、ご意見をいただきますようお願いいたします。

飯塚会長

はい、それでは、皆様、ご意見等をお願いします。

委員

建物も土地も権利登記がなされていますが、所有者等が見つからなかったということはどうのような状況なのでしょう。

空き家対策室 大賀主任

登記簿にある住所、関連地番含めて、公用請求により戸籍を照会しましたが、該当がなく、手掛かりが掴めない状況です。

委員

保存登記だけでなく権利登記もされていて、住所が載っていますが、その住所で除票が出ないということですか。

小形空き家対策室長

はい。自治体によっては、一般的には除票5年、ある一定期間を越えてしまえば、その手がかりが出てこないという状況があります。我々としては、今市町1198の1番地とかですけれども、これで出てこないの、例えば1198の6とか、1199の1とか、近い番号で何度も照会したのですが、全く該当せず、まず本籍が判明しないので、手がかりが掴めないという状況でございます。

委員

所在地は1198の57とか、家屋番号は1198の8の2ということですが、所有者の1198の1とか1198の2がないということですね。

空き家対策室 大賀主任

この所在地番でも当然戸籍を照会し、登記されている住所地番でも照会しました。その他聞き込みで聞いた地番でも照会し、介護保険情報についても名前から照会しましたが該当はありませんでした。

委員

相当な調査をされたと思いますが、いつ頃までこの家に人が住んでいたのでしょうか。

小形空き家対策室長

把握する限りだと約20年前に居住されていたという情報はあります。しかしその方は所有者ではなく別の方です。

委員

所有者が居住していたという情報はないのですか。

小形空き家対策室長

情報はございません。

委員

調査ができるかどうか分かりませんが、出雲市の過去の住民で、この名前の人も出てこないのですか。

小形空き家対策室長

我々の調査権限では限界がある状況でございます。

委員

全く異議はございませんが、もっと早い段階でこのような取組ができていればということが一番の感想です。とにかく、近隣の方がお気の毒と言うしかございません。

小形空き家対策室長

先ほど委員から早い段階での取組、対応とのご意見をいただきました。空家法の制定により、所有者がいない特定空家等も速やかに除却ができるようになったところでございます。今後は空家法に基づき、このような事象があれば、速やかに対応する考えです。

委員

1 ページ目の概要に固定資産税について記載されていなかったのですが、それは確実に支払われていないということで間違いはないですね。

空き家対策室 大賀主任

そもそも課税をされていません。

委員

それは評価が低くて、免税点以下ということですか。

空き家対策室 大賀主任

そのとおりです。

小形空き家対策室長

課税がされていないので、資産税課としても所有者が出てこない。とにかくあらゆる手がかりから所有者調査を行いました。残念ながら見つからない状況です。

委員

また所有者のことになりますが、登記簿の登記はいつですか。

小形空き家対策室長

登記簿の情報によれば、売買が昭和23年2月20日となっており、少なくともそれ以前に建てられたと推測していますが、正確な情報はそこまででございます。

委員

全国での略式代執行の件数が191件とありますが、代執行後に何か問題が発生したような事案などありますか。

小形空き家対策室長

具体的な問題については把握していませんが、行政代執行の場合、所有者は確定しているの、建物の除却後、所有者に費用を請求し、残った土地は所有者が管理することになります。しかし、略式代執行の場合、土地所有者が不明なので、土地は誰の所有でもない。ということは、土地の管理問題が発生すると考えています。今回の場合、建築基準法上、新築できない場所であることから、土地を購入される可能性は非常に低いと考えています。今後、土地の管理について、近隣住民の皆様、町内会の皆様と協議をさせていただくこととなります。

飯塚会長

よろしいですか。皆様から特定空家等に該当するか否か、またその特定空家等に対する措置の方針について、この協議会の意見を取りまとめる必要があります。先ほどご意見をいただきましたが、市民の安心安全を確保するため、老朽危険空家の特定空家等の認定、そして略式代執行の実施について、皆様のご意見では了というお話があったかと思いますが、了とすることによろしいでしょうか。

(各委員：異議なし)

分かりました。ありがとうございます。

それでは皆様からご了解をいただけたものと思いますので、特定空家等の認定及び略式代執行の実施について、本協議会の意見として承認することといたしますので、よろしくをお願いします。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了となりましたが、最後全体を通して、また、その他として、ご意見をいただきたいと思います。

委員

本日チラシを2つお配りしています。1つがワンストップ相談会のチラシです。これまで4回開催をしており、毎回50組前後の相談者に来場いただいています。次回の開催は6月3日土曜日、出雲市役所くまびき大ホールで開催します。なお、この開催チラシは4月下旬に発行される広報いずもに合わせて全戸配布をいただく予定です。

また、チラシの下には「いずも空き家バンク登録支援事業」を記載しています。当NPO法人では、例えば、県外所有者や高齢なので自分で空き家バンクの登録作業ができないという方に支援を行っています。実際、空き家を調査させていただき、間取図と写真を作成し、登録まで支援するという活動をしています。先般もNPO法人ひらた空き家再生舎にご協力をいただき、平田地域の空き家の調査をさせていただきました。特に各自治協会の方におかれましては、この取組を地域の皆様に周知いただくと喜びます。

また、もう1つのチラシは、「空き家ニーズバンク」という新たな取組についてです。空き家バンクへの登録はどちらかというと供給者側のニーズであり、空き家を本当に必要としているという方の声なかなか空き家所有者まで届かない。結局、空き家を所有したまま、何も対応せず、老朽化し、管理不全な空き家になってしまう。これに対応するため、空き家所有者に積極的にこのような需要があるということを知ってもらい、自分が所有する空き家が活用できる可能性があるのか、ということを知ってもらうことを目的としています。今回は空き家が多い今市、大津エリアにおいてモデル的にチラシを町内配布する予定としています。これらの反応を踏まえ、来年度は市内全戸にチラシを配布したいと考えています。当NPO法人には空き家所有者からの相談以外にも、空き家を探しているという方からの相談が非常に増えています。出雲宅建センターにもご協力をいただいています。空き家を探している、空き家を求めているという方の需要の声を反映し、空き家の利活用につなげていくという活動をこれからも積極的に展開したいと思っています。

また最後になりますが、市から地域支援事業の委託を受けています。各地域の自治協会やコミュニティセンターなどでセミナーや勉強会、また、相談会を開催させていただきますので、ぜひお声掛けをいただき、ご協力をいただきますようお願いします。

飯塚会長

ありがとうございました。皆様、よろしいですか。それでは、意見の中で加筆する部分がありましたので、また加筆をお願いします。それでは、以上をもちまして会議を終了いたします。皆様、大変ありがとうございました。

小形空き家対策室長

皆様、本日はありがとうございました。また関係書類等につきましては、後日お送りをさせていただきます。また、本日の会議に係る謝金及び旅費については、本市規定に基づき、指定口座に振込をさせていただきますのでご確認をお願いします。それでは最後に北脇部長がご挨拶をいたします。

北脇都市建設部長

皆様本日は誠にありがとうございました。本日いただきました意見等を踏まえ、今後民間団体との連携を強化し、官民一体となり空き家対策に取り組んで参りますので、よろしくをお願いします。それでは、令和4年度第1回出雲市空家等対策協議会を終了いたします。皆様、ありがとうございました。